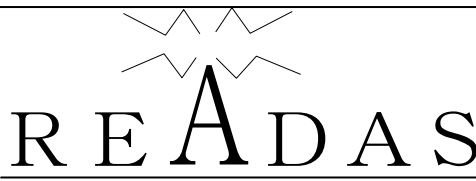


第 4505 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 6月14日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ マンションの引渡し日

Q：当社では、今後マンションの販売をしていきます。収益をいつ計上したらいいですか？

A：次のようになっています。

【解説】

請負による収益の額は、別に定めるものを除き、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入することとなっています。そして、この場合、請負契約の内容が建設、造船その他これらに類する工事（建設工事等）を行うことを目的とするものであるときは、その建設工事等の引渡しの日がいつであるかについては、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等、その建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとしています。

したがって、マンション販売ということであれば、相手がマンションを自由に使用等できるようになったとき、例えばマンションの鍵を引き渡した日が引渡しの日となり、その引渡しの日属する事業年度の収益に計上することになります。

